

インドネシアの輸入規制措置の概要

輸入規制措置の概要

インドネシア政府は、日本から輸出される食品の一部について放射性物質検査報告書の提出を求めています。

(1) 令和2年5月19日まで

(証明対象・内容)

対 象 地 域	対 象 品 目	規 制 内 容
7 県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）	加工食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求（報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査）
47 都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	

(2) 令和2年5月20日以降

(証明対象・内容)

対 象 地 域	対 象 品 目	規 制 内 容
7 県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）	加工食品	指定検査機関（注1）作成の放射性物質検査報告書を要求（報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査）
		下記証明書の要件に加え、指定検査機関（注1）作成の放射性物質検査報告書を要求（報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査）
上記7県以外の40都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	食肉衛生証明書の添付により輸出が認められている品目：「食肉衛生証明書」の添付を要求 植物検疫証明書の添付により輸出が認められている品目：都道府県名が記載された「植物検疫証明書」（注2）の添付を要求

(注1) インドネシア政府が指定する放射性物質検査の実施機関については、以下に掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/lab0_idn.pdf

(注2) インドネシア政府は、産地の都道府県名が記載された植物防疫所が発行する「植物検疫証明書」の添付を求めています。そのため、事業者の方が各植物防疫所に提出される「植物等輸出検査申請書」(様式第14号)の「産地欄」には、産地の都道府県名を御記入いただくようお願いいたします。

(参考) インドネシアの放射性物質基準

対象品目	放射性物質の最大許容値 (Bq/Kg)
	セシウム (Cs-137)
乳児用食品	100
牛乳及び乳製品	150
生鮮果物及び生鮮野菜	500
食肉	500
シリアル (トウモロコシ粉及び大麦粉を含む)	500
その他の食品	500